

令和3年度 12 月補正予算(専決処分)の概要

■一般会計補正予算(第9号)

補正額 8億6,152万6千円の追加

補正後予算総額 463億5,693万円

今回の補正予算は、『コロナ克服・新時代開拓のための経済対策』(令和3年11月19日閣議決定)に基づく子育て世帯に対する10万円相当の給付のうち、国の予備費を活用して実施した現金5万円の先行給付に引き続き、国の補正予算を財源とする5万円相当の追加給付について、補正予算成立後の速やかな実施に向けて、緊急に予算を措置する必要があったため専決処分により追加計上しています。

財源については、国庫支出金で対応しています。

なお、今回の追加給付分については、当初、国において5万円相当のクーポンで給付することが示されていましたが、地域の実情に応じて現金給付も可能とされたため、糸島市では現金を給付することとしております。

【歳出】3款 民生費

◆ 子育て世帯臨時特別給付事業費及び事務費 8億6,152万6千円

児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除く、0歳から高校3年生までの子ども1人当たり5万円の追加給付金と、給付に伴う事務費等を計上しています。 【子ども課】

○給付金：8億6,000万円(5万円×17,200人)

○事務費：152万6千円(うち73万4千円は先行給付に伴う追加分)

【歳入】15款 国庫支出金

◆ 子育て世帯臨時特別給付事業(先行給付分) 73万4千円

◆ 子育て世帯臨時特別給付事業(追加給付分) 8億6,079万2千円
【子ども課】

※専決処分日；令和3年12月28日